平成２４年（フ）第６５３号
堺市美原区北余部372番地２　コーポ佐久良101号
債務者　児玉　良美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦373―１大久保団地Ｂ棟35号、住民票上の住所長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦373番地
債務者　川添　道夫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第５１号
北海道樺戸郡月形町1070番地10
債務者　竹内　　努
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０９号
群馬県太田市熊野町31番１―305号　市営
債務者　鈴木伸夫こと　スズキ　ノブオ　ニバル
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８１１号
さいたま市大宮区三橋３丁目257番地２
債務者　小出　和義
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２５号
名古屋市中川区法華西町４丁目３番地　シェラトン西町Ａ―10号
債務者　岩佐　光晴
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４号
香川県高松市香川町浅野1781番地
債務者　片山　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１号
熊本県人吉市宝来町12番地10人吉壱番館308号室、住民票上の住所熊本県人吉市宝来町12番地10、前住所福岡県大牟田市大字橘730番地６
債務者　岡山　隆二
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字田隈540番地１
債務者　角　多美江
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１３１号
長崎県長崎市昭和１丁目８番21号　昭陽ビル302
債務者　上野　伸一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
長崎県長崎市昭和１丁目８番21号　昭陽ビル302
債務者　上野　芳子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
長崎県長崎市筑後町６番４号、旧住所福岡県福岡市中央区六本松４丁目９番15―1005号
債務者　園田　武彦
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
長崎県長崎市琴海村松町527番地
債務者　小島加奈子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
長崎県諫早市堂崎町４番地１　県住あやめ棟501号
債務者　神﨑伊津子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ｃ棟305号
債務者　池添　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
長崎県大村市竹松本町669番地
債務者　渕上　信幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
長崎県諫早市高来町峰466番地１、前住所長崎県諫早市高来町冨地戸396番地２
債務者　吉野　豊記
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係